

南幌町誘客交流拠点施設整備運営事業
プロポーザル実施要領

令和2年5月
南幌町

1 趣旨

この要領は、南幌町（以下、「町」という。）が実施する誘客交流拠点施設整備運営事業（以下、「本事業」という。）の最優秀提案者を特定することを目的に実施する公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

- (1) 事業名：南幌町誘客交流拠点施設整備運営事業
- (2) 事業手法：本事業は、施設の所有及び資金調達に関しては町が行い、施設の設計業務・建設業務・維持管理運営業務、エリアマネジメント推進業務を特定事業者に包括的に委託する、DBO（Design・Build・Operate）方式により実施する。
- (3) 事業内容：誘客交流拠点施設の新築に係る設計業務及び建設業務、事業期間内の維持管理運営業務及び指定された期間のエリアマネジメント推進業務とする。
 - ① 設計業務（基本設計業務、実施設計業務、申請業務、工事監理業務）
※設計の際に必要な測量調査、地質調査等を含むものとする。
※基本設計業務完了までにロゴマーク等の作成業務を行う。
 - ② 建設業務（建築一式工事、外構工事（駐車場整備含む）、備品工事（遊具含む））
 - ③ 維持管理運営業務（保守点検、施設運営等）
 - ④ エリアマネジメント推進業務（誘客交流拠点施設と連動したエリアマネジメント）
※その他の詳細については、誘客交流拠点施設整備運営事業要求水準書に示す。
- (4) 事業期間：本事業の事業期間は以下に示す期間を想定している。
 - ① 基本設計業務：契約締結日翌日～令和3年3月末日
 - ② 実施設計業務、建設業務及び外構工事：令和3年4月～令和4年3月末日
 - ③ 維持管理運営業務（開設準備含む）：令和4年4月～令和14年3月末日（10年間）
 - ④ エリアマネジメント推進業務：契約締結日翌日～令和5年3月末日※補助金・交付金の採択状況によりスケジュールが変更になる場合がある。
※令和4年5月供用開始を予定。
- (5) 敷地等の概要
 - ① 所在地：南幌町美園3丁目158-19（中央公園多目的広場内）
 - ② 都市計画：非線引き都市計画区域
 - ③ 用途地域：第1種低層住居専用地域（令和2年度中に第1種中高層住居専用地域に変更予定）
 - ④ 建ぺい率：40%（変更後60%）
 - ⑤ 容積率：60%（変更後200%）
※用途地域の変更手続きについては、町が実施するものとする。

(6) 上限額

参考基準価格（提案上限額）：948,377,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

（参考基準価格の内訳）

- ・施設整備業務費 : 924,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※設計業務・建設工事

- ・維持管理運營業務費：21,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※参考基準価格における維持管理運營業務費とは、施設の維持管理運営等にあたり、最低限実施すべき業務に必要な維持管理運営経費（支出）と利用料金（収入）との差額であり、町が事業者に支払う維持管理運營業務に要する費用（指定管理料）の目安である。

※参考として、上記維持管理運營業務費の内、維持管理運営経費（支出）は 27,990,000 円（消費税及び地方消費税を含む）と試算している。

※維持管理運營業務期間は 10 年間とするが、上記に記載している維持管理運營業務費は初年度分の金額とする。

※2 年目以降の維持管理運營業務費（指定管理料）については、各年度における実績等を考慮し、町と協議の上、指定管理業務に関する年度協定書の締結により決定するものとする。

- ・エリアマネジメント推進業務費：3,377,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※エリアマネジメント推進業務期間は 3 年間とするが、上記に記載しているエリアマネジメント推進業務費は初年度分の金額とする。

※提案上限額を超える提案をする場合は、本プロポーザルに参加できない。

(7) 契約方法

本事業の財源は補助金・交付金の採択を想定しているため、優先交渉権者選定後、本事業にかかる基本協定と基本設計業務委託契約及びエリアマネジメント推進業務委託契約を先行して締結し、町と優先交渉権者が基本協定に基づき価格の交渉を行い、交渉が成立した場合には、補助金・交付金の採択後に、事業契約（実施設計業務・建設業務）及び指定管理者協定書の締結へ移行することとしている。（別紙 1：事業スキーム参照）

3 担当課

担 当：南幌町 まちづくり課 企画情報グループ（南幌町役場 2 階）

住 所：〒069-0292 南幌町栄町 3 丁目 2 番 1 号

電 話：011-378-2121

FAX : 011-378-2131

メール：g-kikaku@town.nanporo.hokkaido.jp

4 企画提案評価の実施

(1) 目的

本事業は、本町の地域課題である「子育て環境の整備」と「人口減少・人口構造対策」の一環として、子ども達が季節・天候に左右されることなく、自由にのびのびと安全に遊ぶことができる子どもの遊戯施設を整備することに加え、誘客交流拠点施設（以下、「本施設」という。）を地域の価値を高め、地域の魅力を創造する交流拠点施設として位置付け整備するものである。本施設を整備地である中央公園と連動させ、子ども達をはじめとする多世代の町民にとっての憩いの場、町内外から多くの来場者が訪れる賑わいの場、人と人とを繋ぐ交流の場とすることで、子育て環境の整備だけでなく南幌町の知名度向上や地域経済の活性化、移住の促進を図ることを目的とする。

本町は隣接する北広島市の北海道日本ハムファイターズのボールパークの建設や、本町市街地付近を縦断し石狩湾新港と新千歳空港を繋ぐ道央圏連絡道路の数年後の開通などの要因により、今後、人の流れが大きく変わることが予想される。これらを契機に、本町市街地への誘客を図るための施策として本施設整備を進めるものである。「子育てファミリーを中心に多世代の人がわざわざ南幌町に遊びに行く魅力あふれる施設」と「南幌町の子育ての様子が見え、町内外からの利用者が共に交流を持てる施設」を目指し、『“人”と“まち”、“公園”を育てる交流施設』をコンセプトに整備を進める。

本施設と中央公園を活用し、新たな交流と賑わいを創出するため、地域住民や地域団体、施設運営企業や行政が連携・協働した取組みを推進し、地域住民が主体的に関わり、実践していくためのマネジメント体制の構築を図る必要がある。中央公園エリアの活性化と将来的なまちづくりのビジョンを専門的な視点でコーディネートするエリアマネジメント業務を本事業に含めることで、本施設の整備・運営と住民の主体的な活動をより密に連動させることができる。

本施設が第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に示す、南幌町が目指す将来のまちの姿「30年後も子ども達という風景」を実現する、持続可能なまちづくりの拠点施設として、本町における地方創生に寄与するために整備を進めるものである。

(2) 企画提案に求める内容

① 建物概要

- ・建設地である中央公園との調和と動線に配慮した施設計画と外構計画の提案
- ・本事業の目的や役割、求められる機能などを十分に理解した上でのプランニングと遊具エリア等の提案
- ・多世代が利用する場として安全・安心を実現するユニバーサルデザイン等に関する考え方
- ・ランニングコストを考慮し、エネルギーの効率的利用、負荷の平準化、自然エネルギー利用の配慮など、環境負荷を可能な限り低減する設備設計の提案

② 仮設計画

- ・工事期間中の中央公園の継続運営と、中央公園利用者の安全を確保した仮設計画の提案

- ③ 事業工程
 - ・実現可能な事業工程の提案

- ④ 維持管理運営業務
 - ・本施設を清潔で安全な施設とするための維持管理（法定点検、清掃業務等）の具体的な提案
 - ・本施設を安心して利用できる運営体制と、利用料金、営業時間に対する考え方と自主的なイベント等の提案

- ⑤ エリアマネジメント推進業務
 - ・シンポジウムやワークショップ等の企画・運営についての提案
 - ・エリアマネジメント協議会（仮称）の運営についての提案
 - ・イベント開催等のコーディネート及びサポート体制の提案
 - ・将来的なエリアマネジメント体制やまちづくりへのビジョンの構築についての提案

- ⑥ その他
 - ・自由提案（事業者独自の付加価値提案・補足提案等）

5 参加資格

本事業への応募者は、複数の企業等で構成されるグループとし、応募者は、応募手続きを代表して行う企業（以下、「代表事業者」という。）を定めるものとする。

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- a. 代表事業者
 - b. 設計企業
 - c. 建設企業
 - d. 維持管理企業
 - e. 運営企業
 - f. エリアマネジメント企業
-
- ・応募者は、応募にあたり代表事業者、構成企業を示し、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施することや業務範囲を明確にした上で各業務を複数の企業で分担することは差し支えない。
 - ・応募者の変更は原則としては認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、町の承認を得て変更することができる。
 - ・応募者は、他の応募者の代表事業者、構成企業となることはできない。

(2) 参加資格要件

応募者（各構成企業含む）は次の資格要件を満たすものとする

ア. 共通事項

- a. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと
- b. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者等経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生手続又は再生手続の開始決定後、南幌町から再認定を受けている者を除く。）
- c. 募集要項等の公表日から優先交渉権者選定・公表日までの間に、南幌町競争入札参加資格申請の手引きに基づく指名停止の措置を受けていないこと
- d. 国、北海道、町に収めるべき税金等を滞納している者でないこと
- e. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと、または当該暴力団若しくはその構成員（構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者を含む。）と関係を有していないこと
- f. 参加表明書の提出までに各構成企業が各業務における令和元・2 年度南幌町競争入札参加資格者名簿に登録があること。

※南幌町競争入札参加資格者の登録は随時受付可能

イ. 代表事業者となる企業は以下の要件を全て満たしていること

- a. 本事業は施設の設計業務・建設業務・維持管理運営業務を包括的に行う事業であることから公共施設における類似事業の代表事業者としての実績を有していること
（類似実績であれば契約の種別は問わない。）
- b. 優先交渉権者選定後、基本協定・基本設計業務委託契約を先行して締結する事業となることから、代表事業者は北海道において一級建築士事務所登録を有していること
- c. 北海道内に本支店・営業所等を有していること

ウ. 設計業務を行う企業は以下の要件を全て満たしていること

- a. 北海道内で、過去 5 年間に公共施設の建築実施設計業務を元請けとして履行し完了した実績を有する者であること
- b. 北海道内に本支店・営業所等を有していること

エ. 建設業務を行う企業は以下の要件を全て満たしていること

- a. 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評点値が 1,000 点以上であること。
- b. 提案内容と同等規模以上の公共施設における施工実績を有すること
※建設業務を複数の建設事業者が分担して行う場合は、いずれかの事業者が満たしている

ことで足りるものとする。

c. 北海道内に本支店・営業所等を有していること

オ. 維持管理業務を行う企業は以下の要件を満たしていること

a. 提案内容と同等規模以上の施設における維持管理業務実績を有すること。ただし、運營業務と兼務する場合はこの限りではない。

カ. 運營業務を行う企業は以下の要件を満たしていること

a. 運營業務を行うにあたって必要な専門性を有すること

キ. エリアマネジメント推進業務を行う企業は以下の要件を全て満たしていること

a. 本業務と類似した委託業務の実績を有すること

b. 北海道内に本支店・営業所等を有していること

6 参加表明

本プロポーザルに参加する意思のある応募者は、次のとおり参加表明書を提出すること。

(1) 提出書類

① 参加表明書 兼 構成企業の制限に関する誓約書（様式1）（代表事業者のみ）

※参加表明書とともに、直近の貸借対照表、損益計算書及び納税証明書を添付すること（3ヶ月以内、複写可）

② 応募者の構成企業一覧（様式2）

③ 構成企業の実績、資格等（様式3）

■5(2)イ、aに示す代表事業者の実績

※本事業と類似の実績を有することが分かるようにすること。

■5(2)イ、bに示す一級建築士事務所登録の写し

■5(2)ウ、aに示す設計実績

■5(2)エ、bに示す施工実績

■5(2)オ、aに示す維持管理実績

■5(2)カ、aに示す専門性

■5(2)キ、aに示す運営実績

(2) 提出期限：令和2年7月9日（木曜日）

(3) 提出部数：正副各1部

(4) 提出場所：「3 担当課」に同じ

(5) 提出方法：郵送（特定記録郵便等到達の履歴が残るものに限る。）又は持参に限る。

- (6) 審査結果：参加表明書提出者に対し、提案資格の確認の結果を公募型プロポーザル参加資格確認通知書により通知する。

(留意事項)

提出期限までに参加表明書を提出しなかった場合は、提案書を提出することができない。

7 企画提案の内容

(1) 作成に関する留意事項

- ① 企画提案は、本事業における具体的な取り組み方法や考え方について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。
- ② 企画提案書は、様式5から様式7まで及び任意の様式による企画提案及び見積書とする。なお、別に指定がある場合を除き、使用用紙はA4縦、横書き、片面印刷とし、ページ番号を附すること。また、文字サイズは10ポイント以上とし、明確かつ具体的に記述すること。分かりやすさや見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ、図面等を適宜利用すること。

(2) 記載内容に関する留意事項

提出書類	留意事項
企画提案書（表紙） （様式4）	■代表事業者の代表印を押印すること（正本のみ。副本はコピー可）
事業実施体制 （任意様式）	■本事業を円滑に実施していくための実施体制について提案すること。 応募者は代表事業者と各業務を担当する構成企業及び業務範囲を明確にすること。 ■本事業の実施にあたり、地域貢献への配慮（町内企業の事業参画・工事資材購入・地元雇用等）の状況を明確にすること。 ※記載にあたっては、必要に応じて図表等を使用し、実施体制を明確に示すこと。 ※図表等に用いる文字のサイズについては、7(1)②に示す規定を除外する。 使用用紙はA4縦、横書き、片面印刷
各業務を担当する構成企業の配置予定技術者の資格・実績 （様式5-1） （様式5-2） （様式5-3）	■基本設計業務を担当する代表事業者の配置予定技術者及び資格（様式5-1） ■実施設計業務を担当する企業の配置予定技術者及び資格（様式5-2） ※建築士法に規定する一級建築士の資格を有していること。 ■建設業務を担当する企業の配置予定技術者及び資格（様式5-3） 現場代理人、監理技術者 ■各業務を担当する技術者の実績を記載する場合はそれぞれ3件までとする。
企画提案書 （任意様式）	■下記の各項目について、事業者の計画、ノウハウ、アイディア、考え方等を具体的に分かりやすく示し提案すること。また、各項目において積極的な自由提案を求める。（プロポーザル要求水準書参照）

- ① 事業全体のコンセプト
 - ・本事業の目的やコンセプトを十分に理解した事業提案となっているか
 - ② 外構・外観についての整備計画
 - ・中央公園の景観や周辺環境への配慮、利用者の動線を考慮した外観・外構計画となっているか
 - ③ 事業対象地全体の施工計画等
 - ・安全かつ確実な事業工程となっていて、工事期間中の中央公園の継続運営と、利用者の安全を確保した仮設計画の提案となっているか。
 - ④ 施設の機能配置・動線計画
 - ・本事業の目的や役割、求められる機能に沿った、施設のプランニングやゾーニング、遊具等の設置がなされているか。
 - ・多世代が利用しやすく、快適な空間となっているか。
 - ⑤ 遊戯エリアの計画
 - ・要求する「テーマ」や「対象年齢」に沿った提案となっているか。
 - ・利用者が楽しくのびのびと安全に遊べて、好奇心を高め、豊かな個性を育む魅力的な提案となっているか。
 - ⑥ 多目的エリアの計画
 - ・利用者の交流が生まれ、憩いの場として、居心地が良い空間となっているか。
 - ⑦ 省エネ・ユニバーサルデザイン等の計画
 - ・ランニングコストを考慮した省エネ対応及び災害時にも臨時的受入れ協力が可能な設備設計となっているか。
 - ・全ての利用者が安心して利用できるユニバーサルデザイン等に配慮されているか。
 - ⑧ 維持管理業務計画
 - ・清潔で安全な施設とする維持管理（法定点検、清掃業務等）の具体的な提案となっているか。
 - ⑨ 運營業務計画
 - ・利用者が安心して利用でき、合理的かつ効果的なサービスの向上に資する運営体制及び人員配置が提案されているか。
 - ・利用料金・営業時間の考え方や自主事業の実施について、具体的な提案がされているか。
 - ⑩ エリアマネジメント計画
 - ・地域の価値を高め、地域の魅力を創造するエリアマネジメントへの取組みに対する考え方が提案されているか。
 - ・エリアマネジメント体制の構築、将来へのまちづくりのビジョンなどが具体的に示された提案となっているか。
- ※ 図、表、スケッチ、図面等に用いる文字のサイズについては7(1)②に示す規定を除外する。

	使用用紙は A4 縦、横書き、片面印刷、各項目 3 枚以内
参考見積書 (様式 6)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2 (6) に示す上限金額を超えないこと ■ 参考見積内訳書に記載されている業務毎の内訳について記載すること ■ 想定される利用料金収入について記載すること ※ 利用料金については 1 人 500 円を上限額として提案すること ※ 利用料金については町内在住の利用者に対して優遇料金を設定すること

(3) 企画提案書の提出

- ① 提出期限：令和 2 年 8 月 11 日（火曜日）
- ② 提出場所：「3 担当課」に同じ
- ③ 提出部数：11 部（正本 1 部、副本 10 部）
- ④ 提出方法：郵送（特定記録郵便等到達の履歴が残るものに限る。）又は持参に限る。

8 説明会の実施及び参加表明、企画提案書作成に係る質問書の受付及び回答

(1) 説明会の実施

- ① 実施日時：令和 2 年 6 月 1 日（月曜日）13 時 30 分から
- ② 実施場所：南幌町役場 2 階庁議室
- ③ 参加受付：説明会に参加を希望する者は、5 月 29 日（金）までに説明会申込書に記載の上、電子メール又は FAX で提出すること。（別添様式 1）
- ④ 申込先：「3 担当課」に同じ
- ⑤ その他：プロポーザル実施要領等の関係資料は持参すること。
説明会への出席者は各企業 2 名までとする。
説明会終了後、現地見学会を実施します。（任意参加）

(2) 参加表明及び企画提案書作成に係る質問書の受付及び回答

- ① 受付期限：令和 2 年 6 月 12 日（金曜日）
- ② 受付場所：「3 担当課」に同じ
- ③ 受付方法：質問書（別添様式 2）に記載の上、電子メール又は FAX で提出
- ④ 回答方法：南幌町ホームページに令和 2 年 6 月 19 日までに掲載する。
個別に回答はしないものとする。

9 企画提案書の評価基準

評価項目	評価事項	審査に用いる様式
1 事業実施体制 (20 点)	① 代表事業者と各業務を担当する構成企業の実施体制	事業実施体制
	② 地域貢献への配慮	
	③ 代表事業者の実績	各業務を担当する構成企業の配置予定技術者の資格・実績
	④ 各業務を担当する構成企業の実績	
	⑤ 配置予定技術者の資格	

		(様式 5-1、5-2、5-3)
2 企画提案内容 (70 点)	<p>① 事業全体のコンセプト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的やコンセプトを十分に理解した事業提案となっているか <p>② 外構・外観についての整備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央公園の景観や周辺環境への配慮、利用者の動線を考慮した外観・外構計画となっているか <p>③ 事業対象地全体の施工計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全かつ確実な事業工程となっていて、工事期間中の中央公園の継続運営と、利用者の安全を確保した仮設計画の提案となっているか。 <p>④ 施設の機能配置・動線計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の目的や役割、求められる機能に沿った、施設のプランニングやゾーニング、遊具等の設置がなされているか。 ・多世代が利用しやすく、快適な空間となっているか。 <p>⑤ 遊戯エリアの計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要求する「テーマ」や「対象年齢」に沿った提案となっているか。 ・利用者が楽しくのびのびと安全に遊べて、好奇心を高め、豊かな個性を育む魅力的な提案となっているか。 <p>⑥ 多目的エリアの計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の交流が生まれ、憩いの場として、居心地が良い空間となっているか。 <p>⑦ 省エネ・ユニバーサルデザイン等の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ランニングコストを考慮した省エネ対応及び災害時にも臨時的受入れ協力が可能な設備設計となっているか。 ・全ての利用者が安心して利用できるユニバーサルデザイン等に配慮されているか。 <p>⑧ 維持管理業務計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清潔で安全な施設とする維持管理（法定点検、清掃業務等）の具体的な提案となっているか。 <p>⑨ 運營業務計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が安心して利用でき、合理的かつ効果的なサービスの向上に資する運営体制及び人員配置が提案されているか。 	企画提案書 (任意様式)

	<ul style="list-style-type: none"> ・利用料金・営業時間の考え方や自主事業の実施について、具体的な提案がされているか。 ⑩ エリアマネジメント計画 ・地域の価値を高め、地域の魅力を創造するエリアマネジメントへの取組みに対する考え方が提案されているか。 ・エリアマネジメント体制の構築、将来へのまちづくりへのビジョンなどが具体的に示された提案となっているか。 	
3 提案価格 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ●施設整備業務費（設計業務・建設業務） ●維持管理運営業務費（初年度） ※エリアマネジメント推進業務費については、評価基準に含まないものとする。 	参考見積書 (様式6)

10 企画提案の審査及び結果の通知

(1) 選定委員会

町は関係書類の審査に当たり、町が設置する誘客交流拠点施設整備運営事業受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、必要な審査を実施する。

選定委員会では、提出された企画提案書等の関係書類について、評価基準に基づき審査を実施し、最優秀提案者を選定する。

(2) ヒアリングの実施

選定委員会において企画提案内容をより理解するため、次のとおりヒアリング審査を実施する。

① 実施日：令和2年8月下旬予定

② 実施場所：南幌町役場

③ その他：実施日時、会場、ヒアリングの進め方等については、参加者に直接通知する。

また、ヒアリングは、提出された「提案書」に基づき行うものとし、当日の追加資料については認めない。

(3) 審査方法及び優先交渉権者の決定

選定委員会において、参加者からのプレゼンテーションを実施した上で、評価基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位と採点した委員が最も多い参加者を優先交渉権者として1者、次点の事業者を第2交渉権者として1者を選定する。

11 契約の締結等

本事業の契約は、以下の通り進めるものとする。

(1) 基本協定の締結

町は、優先交渉権者選定後、本事業を円滑に進めるために必要な事項を定めた基本協定を代表事業者と締結する。

- (2) 基本設計業務委託契約の締結
基本協定締結と共に、町と代表事業者は基本設計業務委託契約を締結する。
- (3) エリアマネジメント推進業務委託契約の締結
基本協定締結と共に、町と代表事業者はエリアマネジメント推進業務委託契約を締結する。
※エリアマネジメント推進業務委託契約は単年度毎の契約とする。
- (4) 事業契約の締結
本事業の財源は補助金・交付金の採択を想定しているため、その採択決定後、南幌町議会の議決を経て本事業に関する事業契約を締結する。
- (5) 指定管理者協定書の締結
事業契約締結後、本施設の運営及び維持管理に関する指定管理者協定書を締結する。
※事業期間における単年度毎に維持管理運営業務費（指定管理料）を明記した指定管理業務に関する年度協定書を締結する。
- (6) 契約スケジュール（予定）

契約業務	年 月
基本協定	令和 2年 10月
基本設計業務委託契約	令和 2年 10月
エリアマネジメント推進業務委託契約	令和 2年 10月
事業契約	令和 3年 4月
指定管理者協定書	令和 3年 時期未定

- (7) 契約保証金
事業契約締結に必要な契約保証金は、南幌町財務規則（平成 30 年 4 月 17 日規則第 7 号）第 126 条から第 128 条までの規定によるものとし、契約保証金の額は、本施設の施設整備業務費相当額に当該額の 100 分の 10 に相当する金額以上の契約保証金を納付するものとする。なお、本町を被保険者とする契約保証金額に相当する履行保証保険契約を締結する場合の履行保証保険の有効期間は本実施要領 2 事業の概要（4）②に示した期間とする。
- (8) 支払い条件について
南幌町財務規則第 139 条の規定により、受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の 4 以内の前金払の支払いを発注者に請求することができる。

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 参加表明及び企画提案等の作成に要する全ての経費は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書等は返却しない。

- (4) 参加表明書及び企画提案書等の提出後は、記載内容の変更は認めない。また、特別な事情がない限り、参加表明書及び提案書に記載した配置予定の技術者の変更は認めない。
- (5) 参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書及び企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載した者に対して指名停止措置を行う場合がある。
- (6) 本事業に関し、参加表明書を提出した事業者が1者の場合であっても、選定委員会による審査及びヒアリングを実施し、評定点が満点の60%を超えている場合は、最優秀提案者として選定する。
- (7) 提出された参加表明書及び企画提案書等については、事業者の同意を得ずして第三者に開示し、又は本事業の目的以外に使用しない。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。
- ① 最優秀提案者が提出した参加表明書及び企画提案書等について、町が必要と認める場合
- ② 南幌町情報公開条例の規定が適用される場合
- (8) 本事業は財源として想定している補助金・交付金の採択と南幌町議会の議決が必要な契約であることから、補助金・交付金の採択に至らなかった場合、又は議決を得られなかった場合には事業契約の締結が不可能、若しくはスケジュールが変更となる場合がある。スケジュールの変更に伴う事業計画の変更等については、町と十分な協議を行い決定していくものとする。なお、応募者は参加表明書を提出した段階で上記の事項について合意したものとし、一切の損害賠償の請求はできないものとする。

13 リスク分担表

予想されるリスクと責任分担

- (1) 町と事業者の責任分担は下記の内容を想定する。

1 共通リスク

リスク項目		内容	町	事業者
募集要項		募集要項の瑕疵により生じた場合	○	
制度リスク	行政リスク	事業契約以前に生じた事項	○	
	法制度リスク	一般分野の法制度改正により、建設・保守・設備費用等に追加変更を生じた場合	○	
	許認可リスク	建設許可等に係る許認可の遅延により費用の増大が生じた場合		○
	税制度リスク	消費税率の改正により消費税額が増加した場合	○	
反対リスク		着工前の段階で、本事業の計画に対する住民の反対運動が生じた場合	○	
		設計施工に関する住民反対運動が生じた場合	○	○
不可抗力 (洪水・地震・落雷等の自然災害、戦争・		・不可抗力により費用が増加した場合 ・不可抗力により事業が中止に追い込まれた	○※1	△※1

暴動等で本町及び事業者のいずれの責 めにも帰すことができないもの)	場合 ・ 損害保険等が適用されない場合や保険支払 金の損害保険に対する不足分が生じた場合		
--------------------------------------	--	--	--

※1 不可抗力による増加費用及び損害額(保険金を受領した場合の当該保険金額を除く。)について、本事業に要する費用等の100分の1に至るまでは事業者が負担しこれを超える額については、町が負担する。

2 設計リスク

リスク項目		内容	町	事業者
設計不適合		町が要求する水準の設計ができない場合		○
設計遅延	町側の事由	町側の事由により詳細設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらした場合	○	
	事業者側の事由	事業者側の事由により詳細設計が一定期間に完了せず費用増加をもたらした場合		○
設計変更	町側の事由	町側の事由により設計変更が生じ費用が増加した場合	○	
	事業者側の事由	事業者側の事由により設計変更が生じ費用が増加した場合		○

3 建設リスク

リスク項目		内容	町	事業者
建設費用増大	町側の事由	町側の指示により、費用超過や建設遅延が生じた場合	○	
	事業者側の事由	事業者側の事由により、費用超過や建設遅延が生じた場合		○
	事業者側の事由	建設費用や建設期間の見積りに誤差があった場合		○
	予見せざる土地条件	予見できない土地条件により、費用の変更が生じた場合(地中埋設や土壌汚染等)	○	
設計違反		設計通りに建設されなかったために建設・設計費用の増加が生じた場合		○
プロジェクトマネジメント不足		プロジェクトマネジメントが劣悪なため追加費用が生じた場合		○
業者間の紛争		企業間紛争により、建設の遅延やマネジメント費用の追加が生じた場合		○
建設段階の住民対策		建設時において周辺環境の保全等に係る苦情処理の必要が生じた場合	○	○

現場の警備責任	設備・原材料の盗難・損傷により、費用増加及び遅延が生じた場合		○
現場の安全管理責任	安全管理の不足により、費用増加及び遅延が生じた場合		○
建設工事中の事故等	建設工事中に事故や第三者への損傷が生じ、費用増加及び遅延が生じた場合		○

4 施設リスク

リスク項目	内容	町	事業者
施設の瑕疵	本事業において建設等された施設に補修を要する瑕疵があることが顕在化した場合		○
町による仕様変更	運営期間中に町が仕様の変更を求めた場合	○	
施設の利用	<ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理が対応されていなかったため、施設の一部または全部が利用に供されないことにより町が損害を受けた場合 上記是正の為の費用が生じた場合 維持管理運營業務の実施に関し、事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与え、当該第三者からその損害賠償を求められた場合 		○
技術革新による施設・設備の陳腐化	施設・設備が契約期間中に陳腐化した場合	○	
	技術的な変化により、町が契約に定める以外の設備更新等を要求した場合	○	
設備更新リスク	事業契約外の保守管理が不適切なため、施設設備の更新サイクルが短縮化した場合	○	
施設の損傷	事業者の責による施設の損傷		○
	利用者の責による施設の損傷	○	○
施設の劣化	事業者の責（適切な維持管理業務を怠ったこと等）による施設の劣化に関するもの		○
	上記以外の事由によるもの	○	
運営に伴う近隣対策	維持管理運営時の周辺環境への配慮、住民対策、苦情処理	○	○

※なお、上記に示されていないリスク分担等については町と代表事業者双方の協議により定めるものとする。

14 事業スケジュール

本実施要領の公表から本施設の供用開始までのスケジュールを以下のとおりとする。

なお、現時点での予定であり、変更が生じた場合はその都度協議する。

No.	内容等	スケジュール
1	実施要領等の公表	令和2年5月19日
2	実施要領等の配布（説明資料等の閲覧）	令和2年5月19日
3	募集要領に関する説明会	令和2年6月1日
4	質問の受付	令和2年5月19日～6月12日
5	質問の回答期限	令和2年6月19日
6	参加表明書の受付	令和2年5月19日～7月9日
7	参加資格確認通知書の通知	令和2年7月16日
8	企画提案書の受付	令和2年8月11日
9	応募者のヒアリング実施及び選定委員会の開催	令和2年8月下旬
10	優先交渉権者の決定及び通知	令和2年9月
11	基本協定等の締結	令和2年10月
12	事業契約の締結	令和3年4月
13	指定管理者協定書の締結	令和3年 時期未定
14	整備期間	基本協定締結～令和3年度末
15	開設準備等	令和4年4月
16	供用開始	令和4年5月